

小規模企業共済 災害時貸付の概要

参考資料4

1. 対象者

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法が適用された災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.又は2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会等から受けていること。

要件

1. 被災区域内の事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること
2. 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること

2. 借入条件

借入 限度額	原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額	借入期間	借入金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月
		償還方法	6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
借入利率	年0.9%（令和8年2月3日時点）	担保、保証人	不要

3. 手続き方法

取扱期間：災害発生の日から 6ヵ月以内

借入窓口	商工組合中央金庫 本・支店で、原則、即日貸付が可能	※借入窓口を商工中金以外に登録している場合、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。ご注意ください。
必要書類等	①被災したことを証明する資料（市町村が発行する罹災証明書、商工会等から確認を受けた被災証明願(所定様式)等） ②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び共済契約者番号がわかるもの） ③実印、印鑑証明書（3ヵ月以内発行の原本）、④本人確認資料、⑤収入印紙	

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室

050-5541-7171（平日：午前9時から午後5時）

